

競争的研究資金に関するヒアリング質問事項（回答）

省庁名：厚生労働省

厚生労働科学研究費補助金（本省）及び保健医療分野における基礎研究推進事業（独立行政法人医薬基盤研究所）について、以下のとおり回答する。

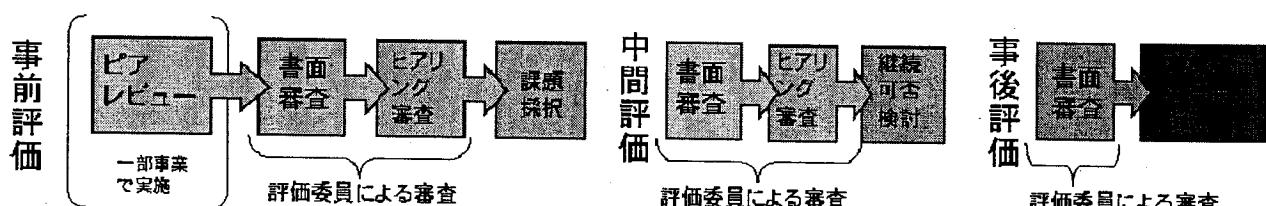
I 厚生労働科学研究費補助金（本省）

1. 評価基準について

（1）貴省の所管される競争的研究資金の評価方法・評価基準をお示しいただきたい。

（回答）

「厚生労働省の研究開発評価の指針」（平成17年8月25日）に基づき、研究事業毎に「評価の実施方法に関する指針」を策定し、事前評価、中間評価、事後評価を、書面審査及びヒアリングにより実施しているところである。また、一部の事業については、書面審査の前に、評価委員とは異なる若手専門家によるピアレビューを実施し、評価委員会に結果の報告を行っている。



評価事項については、上記指針に基づき、「専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項」として、重要性、発展性、独創性・新規性、実現性・効率性、研究者の資質、施設の能力を、「行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項」として、行政課題との関連性、行政的重要性、行政的緊急性に基づくものとしている。

(2) 評価の運営において客観性・公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。

(回答)

評価委員は、上記指針の評価者の選任等にかかる基準に基づき、当該研究分野の専門家や有識者、事業関係課の行政官等から構成している。

委員は、当該研究事業等に応募することはできず（分担研究者として応募することを含む。）、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については評価しない。

また、配分機関において評価を行う場合は、それに加えてより厳しい規程（外部委員の割合など）を定めている。

委員会の評価結果については、委員会におけるコメントを応募者に伝達するとともに、採択課題名及び評価委員名を評価の終了後公開している。

2. 研究効率について

- (1) 配分した研究費と達成された成果の関係について検証されているかをお示しいただきたい。
(2) 上記(1)について検証されている場合はその検証方法についてお示しいただきたい。

(回答)

各課題については、中間・事後評価において、研究成果とともに論文発表、学会発表について報告を求め、それぞれの評価の視点に基づき評価を行うことにより検証を行っている。また事業毎の達成状況については、毎年度、厚生科学審議会 科学技術部会において事後評価を行うことにより検証を行っている。

さらに、論文発表、学会発表、特許出願、施策への反映、普及啓発活動の件数については、追跡評価のための情報収集を平成18年度より開始し、成果の波及効果、活用状況等を把握することとしている。

3. 審査・評価者の選定について

(1) 審査・評価者の選定基準・選定方法についてお示しいただきたい。

(回答)

評価委員は、上記指針の評価者の選任等にかかる基準に基づき、当該研究分野の専門家や有識者、事業関係課の行政官等から構成しており、委員については各事業所管課長からの委嘱を行っている。

(2) 選定の運営において客観性・公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。

(回答)

選定に当たっては、客観的かつ公平な評価を行えるよう、分野、所属機関等に配慮している。また、配分機関において評価を行う場合は、本省に評価委員会を設置する場合に加えて、より厳しい規程（外部委員の割合など）を定めている。

(3) 審査・評価者および採択された研究者について以下の点をお示しいただきたい。

(回答)

①以下ア.～エ. の割合

ア. 旧帝大及び東工大所属者・出身者	イ. 私立大学の所属者・出身者
ウ. 地方国立大学所属者・出身者（ア. を除く）	エ. 公立大学の所属者・出身者

○採択された研究者について

（平成 18 年度・主任研究者を対象とした集計）

全体：1342 課題（推進事業を除く全課題）

ア. 旧帝大及び東工大の所属者	18% (241 課題)
-----------------	--------------

イ. 私立大学の所属者	19% (251 課題)
-------------	--------------

ウ. 上記以外の国立大学の所属者	13% (181 課題)
------------------	--------------

エ. 公立大学の所属者	4% (54 課題)
-------------	------------

○審査・評価者について

全体：平成 18 年度・事前評価委員及び中間・事後評価委員 全 609 名
(事前委／中間・事後委での重複あり)

ア. 旧帝大及び東工大の所属者	13% (80 名)
イ. 私立大学の所属者	26% (160 名)
ウ. 上記以外の国立大学の所属者	10% (60 名)
エ. 公立大学の所属者	3% (21 名)

②所属大学における役職の割合（教授、准教授、助手別）

○採択された研究者について（平成 18 年度・主任研究者を対象とした集計）

全体：727 課題（大学に所属する者等へ配分された課題）	
ア. 教授相当（名誉教授を含む）	80% (583 課題)
イ. 助教授相当	12% (87 課題)
ウ. 助手相当（講師を含む）	7% (54 課題)

○審査・評価者について

全体：平成 18 年度・事前評価委員及び中間・事後評価委員のうち

大学に所属する者等 320 名（両者での重複あり）

ア. 教授相当（名誉教授を含む）	98% (315 名)
イ. 助教授相当	1% (2 名)
ウ. 助手相当（講師を含む）	1% (3 名)

③年齢構成

集計を取っていないため、短期間のうちに回答することは困難。

4. 審査・評価における利害関係者の排除について

審査・評価者と被審査・被評価者の間に、①同じ研究機関に所属している、
②過去 5 年間で論文の共著者となっている、③博士号又はポスドク時の指導者、
という関係がある事例があればお示しいただきたい。

(回答)

①について、厚生労働科学研究費補助金の評価委員会委員は、当該研究事業等に応募することはできず（分担研究者として応募することを含む。）、自らが

現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しないこととしている。また、②及び③について、平成18年12月14日に厚生労働科学研究費補助金の配分機能を移管した施設等機関に対して、評価委員会委員は審議を行う際、利益相反が存在しないとの証明書に署名すること等の内容を含む留意すべき事項を連絡している。

5. 研究費の使途について

研究費の使途に関するルールについてお示しいただきたい。

(回答)

研究費の使途については、厚生労働科学研究費補助金取扱規程及び厚生労働科学研究費補助金取扱細則において定めている。

具体的には、研究事業については、直接研究に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、調査研究費）、研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費、研究に必要な間接経費に用いることが出来る。

II 保健医療分野における基礎研究推進事業（独立行政法人医薬基盤研究所）

1. 評価基準について

(1) 貴省の所管される競争的研究資金の評価方法・評価基準をお示しいただきたい。

(回答)

- ① 研究課題ごとに、事前評価（採択前）、年次評価、中間評価（研究中間年）及び事後評価（研究終了後）を行っている。
- ② これらについては、評価委員会の専門委員（外部専門家）による書面評価を行っており、事前評価及び中間評価については、すべての採択課題に対し、実地調査を行うとともに、この書面評価を踏まえて、評価委員会の本委員（外部専門家）による面接審査を行っている。
- ③ 評価基準としては、「保健医療への貢献度」、「独創性・新規性」、「研究計画の妥当性」、「研究の実施体制等」などの定量的指標となる評価項目を定め、項目ごとに、そのウェートに応じた点数配分を行っている。

(2) 評価の運営において客観性・公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。

(回答)

- ① 評価委員会の本委員の研究事業への応募を禁止するとともに、評価委員会の委員が所属する機関に所属している者の研究プロジェクトへの評価参加を原則禁止している。
- ② 委員については、最先端の科学的知見に照らして、公平な評価を行えるよう、がん分野、循環器分野、感染症分野など様々な分野の最先端技術に精通した外部有識者を委員として委嘱している。
- ③ 事前評価及び中間評価については、客観性・公平性を高めるため、専門委員による書面評価と本委員による面接審査からなる二段階評価としている。

- ④ 応募要項において、選定方法や審査の基準等を記載するとともに、応募要項、評価実施要綱、評価委員会名簿、議事要旨、評価意見書等について、HP等を通じて公開している。
- ⑤ 応募総数・採択課題数に加え、各採択課題の研究課題名、研究課題の概要、総括研究代表者名、研究費配分額等について、HP等を通じて公開している。

2. 研究効率について

- (1) 配分した研究費と達成された成果の関係について検証されているかをお示しいただきたい。

(回答)

各研究課題の研究成果、掲載論文数、出願特許数などについても、評価委員会の委員により、年次評価、中間評価及び事後評価を行っている。

- (2) 上記(1)について検証されている場合はその検証方法についてお示しいただきたい。

(回答)

各研究者に対し、研究成果、掲載論文数、出願特許数などの報告を求めるとともに、実地調査などによりこれらを確認し、これらについて、評価委員会に資料として提出し、評価委員会委員により、年次評価、中間評価及び事後評価として、書面評価又は面接審査を実施している。

3. 審査・評価者の選定について

- (1) 審査・評価者の選定基準・選定方法についてお示しいただきたい。

(回答)

最先端の科学的知見に照らして、公平な評価を行えるよう、がん分野、循環器分野、感染症分野など様々な分野の最先端技術に精通した外部有識者を委員として、医薬基盤研究所理事長により委嘱している。

(2) 選定の運営において客観性・公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。

(回答)

選定に当たっては、客観的かつ公平な評価を行えるよう、分野、所属機関等に配慮している。

(3) 審査・評価者および採択された研究者について以下の点をお示しいただきたい。

(回答)

①以下ア.～エ. の割合

ア. 旧帝大及び東工大所属者・出身者	イ. 私立大学の所属者・出身者
ウ. 地方国立大学所属者・出身者（ア. を除く）	エ. 公立大学の所属者・出身者

ア. 本委員 31%、専門委員 48%、採択された研究者 37%

イ. 本委員 15%、専門委員 18%、採択された研究者 10%

ウ. 本委員 8%、専門委員 12%、採択された研究者 15%

エ. 本委員 0%、専門委員 0%、採択された研究者 6%

②所属大学における役職の割合（教授、准教授、助手別）

本委員：教授 71%、准教授 29%、助手 0%

専門委員：教授 100%、准教授 0%、助手 0%

採択された研究者：教授 86%、准教授 8%、助手 6%

③年齢構成

本委員：50歳未満 15%、50歳代 38%、60歳代 46%、70歳以上 0%

専門委員：50歳未満 24%、50歳代 45%、60歳代 30%、70歳以上 0%

採択された研究者：50歳未満 40%、50歳代 48%、60歳代 12%、70歳以上 0%

※ 本委員 13名、専門委員 33名、採択された研究者 67名

4. 審査・評価における利害関係者の排除について

審査・評価者と被審査・被評価者の間に、①同じ研究機関に所属している、
②過去5年間で論文の共著者となっている、③博士号又はポスドク時の指導者、
という関係がある事例があればお示しいただきたい。

(回答)

評価委員会の本委員の研究事業への応募を禁止するとともに、評価委員会の
委員が所属する機関に所属している者の研究プロジェクトへの評価参加を
原則禁止している。

5. 研究費の使途について

研究費の使途に関するルールについてお示しいただきたい。

(回答)

研究プロジェクトの応募要領において、研究費の範囲を明記している。具体的には、研究の遂行に必要な経費として備品費、消耗品費、雇用する研究者等の給与、旅費等のほか、研究成果のとりまとめ・発表のために必要な経費がある。

以上